セットバック誘導型地区計画の区域内における行為の届出書								
	年 月 日							
大阪市長 様								
八阪市民一家								
住所 届出者								
(A) 氏名								
(TEL	)							
都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、								
名称	地区計画							
行為の場所大阪市区	丁目							
【								
(1)土地の区画形質の変更 区域の面積	m²							
(2) (イ)行為の種別 □建築物 □工作物 / □								
建(四)	届出以外の部分合計							
	m²							
設   、そ	n <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>							
	n <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>							
	地盤面から m (vi) 垣又はさくの構造							
法 (3) 建築物その (イ) 変更部分の延べ面積	m²							
他の工作物の 用途の変更 (ロ)変更前の用途	(ハ) 変更後の用途							
(4) 建築物その他の工作物の形態又は意匠の変更 3	変更の内容							
(5) 木竹の伐採 (5)	伐採面積 m²							
1 届出者が法人である場合、氏名欄には、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載すること。 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。 4 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。								
5 届出書には下記の必要図面を添付し、当該行為に着手する30日前までに届け出ること (建築確認申請を行う場合は、事前に届出済の裏書きが必要)。 ・必要図面:建築計画概要書のコピー、配置図、平面図、立面図、断面図 (届出の内容によっては、上記添付図面を省略できる場合もある。) 6 届出(届出書+必要図面)は「届出用」と「届出者控え」の2部(1部はコピーで可)作成すること。								
処理欄 都計法53条 □ 要 □ 不要	容積率認定							

## <詳細面積表>

【敷地の概要】

	地区計画区域内		<b>地区計画区域</b> A	\
	都市計画道路予定区域内 都市計画道路予定区	域外	地区計画区域外	合 計
敷地面積	(A) m <sup>2</sup>	m²	m²	m²
建ぺい率		%		※2 (B) 基準建べい率
容積率	※1 暫定容積率 目標容積率	%		※2 (C)許容容積率

【建築物の概要】

【建築物の概要】									
	地	X	計	画区	域	内			-1
	都市計画道路予定区域内都市計画道路予定区域外				予定区域外	地区計画区域外	合	計	
建築面積			n	1 <sup>2</sup>		m²	ní	2	m²
建ぺい率		/			/			*2 (D)	%
建築物全体延べ面積			n	î		m²	mí		m²
② 自動車車庫等の部分		/							m²
③=①-② 延べ面積									m²
③÷敷地面積 容 積 率		/						*2 (E)	%

※1 容積認定を受けない場合は暫定容積率に○印を付け、該当する数値を記載して下さい。 容積認定を受ける場合は目標容積率に○印を付け、該当する数値を記載して下さい。

※2 容積認定を受ける場合、算定にあたっては、敷地面積から(A)の欄の面積を除くこと。

